

LINE 法人向けサービス「LINE Beacon」個別約款

第1条（約款の目的）

1. この LINE 法人向けサービス「LINE Beacon」個別約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、LINE 株式会社（以下、「当社」といいます。）が契約者に提供する「LINE Beacon」サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用について定めるものです。
2. 本個別約款は、「LINE 法人向けサービス 基本約款」（以下、「基本約款」といいます。）及び LINE 法人向けサービス「LINE 公式アカウント」個別約款（以下、「公式アカウント個別約款」といいます。）と併せて適用されるものとします。加えて、契約者が「LINE ビジネスコネク」を利用する場合には、LINE 法人向けサービス「LINE ビジネスコネク」個別約款（以下、「ビジネスコネク個別約款」といいます。）が適用されます。本個別約款とこれらの約款の内容が異なる場合は、本個別約款が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用します。

- (1) 「LINE」とは、当社が運営するメッセージサービスである「LINE」アプリケーションをいいます。
- (2) 「エンドユーザー」とは、LINE をインストールしており、LINE Beacon の利用に同意している者をいいます。

第3条（本サービスの概要）

本サービスは、当社が提供するサービス「LINE 公式アカウント」（及び契約者が LINE ビジネスコネクも利用する場合は、LINE ビジネスコネクが追加され、以下併せて「LINE 公式アカウント等」といいます。）と当社が定める仕様に従って製造されたビーコン端末（以下、「本ビーコン端末」といいます。）から発せられる電波を、エンドユーザーの端末が感知することによって、契約者が利用している LINE 公式アカウント等から当該エンドユーザーへの個別メッセージの送信、その他当社が別途定める情報を送信することができるサービスです。

第4条（契約関係）

1. 本サービスの利用を希望する者は、基本約款、公式アカウント個別約款（及び LINE ビジネスコネクの利用も希望する場合はビジネスコネク個別約款）並びに本個別約款に同意のうえ、当社が別途指定する申込書その他の書面（電子メールを含み、以

下「申込書等」といいます。)により、本サービスの申込みに必要な事項を当社に届け出る方式にて、本サービスの利用を申し込むものとします。なお、本個別約款の内容と申込書等の内容が異なる場合は、申込書等の内容が優先して適用されるものとします。

2. 当社が、前項の申込みに対し、本サービスの利用を承諾したときは、電子メールを含む書面により契約者に通知するものとします。
3. 本サービスの利用にかかる個別の利用契約（以下、「個別契約」といいます。）は、申込書等又は前項の通知に特段の定めのある場合を除き、前項の当社から契約者に対する、本サービスの利用に対する承諾の意思表示が発せられた日（以下、「利用開始日」といいます。）に成立するものとします。
4. 本サービスの利用料金については、別途契約者及び当社で協議のうえ決定し、契約者は決定された金額を申込書等に記載するものとします。なお、契約者による LINE 公式アカウント等の利用に関する当社への対価の支払義務については、個別契約によって何ら影響を受けないものとします。契約者及び当社は、個別契約で特に定めるものを除いて、個別契約に定める業務の履行に要する費用をそれぞれ負担するものとし、かかる履行に生じた費用の支払いを相手方に請求しないものとします。
5. 個別契約の契約期間は、申込書等に特段の定めのある場合を除き、利用開始日から6か月とします。

第5条（本サービスの利用方法）

1. 契約者及び当社は、契約者が本サービスを用いて行うサービスの内容（LINE ビジネスコネクトの利用の有無を含む）について、協議のうえ決定します。ただし、当該サービスの内容の適法性は契約者が自己の費用と責任で確認を行うものとし、当社はなんら責任を追わないものとします。
2. 契約者は、当社と協議のうえ決定した本サービスを用いて行うサービスの内容を変更する場合は、変更内容について事前に当社の承諾を得るものとします。
3. 当社が承諾した場合を除き、契約者は、本ビーコン端末から発せられる電波をエンドユーザーの端末が感知した場合、感知した事実をエンドユーザーが知ることができるようにするため、契約者の公式アカウント等からエンドユーザーへメッセージ等の情報を送信するものとします。
4. 契約者は、本サービスを利用してエンドユーザーの位置情報を把握が可能なことを鑑み、エンドユーザーのプライバシーに配慮して本サービスを利用したサービスの内容を検討するものとします。
5. 本サービスを用いて LINE 上に表示されるバナーのテキスト及び本サービスを用いて配信される情報の内容については、契約者は別途当社が定める「LINE 公式アカウント考査ガイドライン」等の基準に従って、当社による事前の審査を経る必要があります。

契約者が当該審査基準に違反する情報を配信した場合、又は審査を経ていない情報を送信した場合は、当社は本サービスの提供をその裁量により中止することができます。

第6条（本ビーコン端末の準備・管理・保守）

1. 当社は、契約者が本サービスを利用するために要する本ビーコン端末における仕様を、別途契約者に対して提供します。契約者は当該仕様に基づき、本ビーコン端末を自己の責任と費用において準備し、紛失・盗難等が起きないように適切に管理するものとします。また、契約者は、自己の責任と費用で本ビーコン端末の電池交換、不具合時の修理・買い換えその他の保守・メンテナンス作業を実施するものとします。
2. 当社は、本ビーコン端末に関する仕様に関して、事実上又は法律上の瑕疵がないことを、明示的にも黙示的にも保証しません。瑕疵が確認された場合、契約者は速やかに当社にその旨と内容を通知するものとし、両者協議のうえ、対応を決定するものとします。
3. 契約者は、本ビーコン端末の設定の変更・調整等をする場合、事前に当社から設定変更・調整を許可されている範囲内で、かつ、当該必要最小限の範囲で行わなければなりません。この範囲を超えた変更・調整等によって契約者又は第三者に損害（契約者が第三者に提供する本サービスを利用したサービスに影響が生じたことによる損害を含みますがこれに限られません。）が生じた場合、当社はなんら責任を負わず、契約者が自己の費用と負担をもって当該損害に関する対応を行うものとします。
4. 本ビーコン端末に関し、契約者又は第三者に損害が生じた場合、当社が契約者に提供した仕様において、事故を生じさせ得る記載が故意に記載されていた場合を除き、当社はなんら責任を負わず、契約者が自己の費用と負担をもって当該損害に関する対応を行うものとします。

第7条（本ビーコン端末の設置）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本ビーコン端末を自己の責任と費用で設置するものとし、契約者の店舗その他本ビーコン端末の設置場所（以下、「設置場所」といいます。）及び本ビーコン端末の電波強度について、設置場所への来場者以外の者に本サービスを不意に提供することがないように、当社と協議のうえ決定するものとします。なお、本ビーコン端末を新たな設置場所に設置する場合は事前に契約者及び当社で協議を行い、特定の設置場所に設置された本ビーコン端末を他の設置場所に移動する場合には契約者は当社に事前にその旨を通知するものとします。
2. 前項の決定に起因して、本ビーコン端末及び本サービスに不具合が生じたとしても、当社はなんら責任を負うものではありません。
3. 本ビーコン端末の設置にあたり、契約者は、当社に対して、当社が別途指定する本ビーコン端末に関する情報を提供するものとします。契約者は、本ビーコン端末を他の

店舗に移動させた場合も、当社が別途指定する本ビーコン端末に関する情報を当社に提供するものとします。

4. 契約者は、前項に基づき当社に対して提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに当社に対して、変更後の情報を提供するものとします。

第8条（本サービスに関する情報の取得）

契約者は、エンドユーザーが受信した本ビーコン端末に関する情報（当該本ビーコン端末を特定する識別子情報）を当社が当該エンドユーザーから同意を得たうえで取得し、利用することについて同意するものとします。

第9条（免責）

当社は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵がないこと（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、特定の目的に利用することの適法性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害がないことを含みますがこれらに限られません。）を明示的にも黙示的にも保証しません。

第10条（公表・プレスリリース）

契約者は、当社の事前の承諾なく、個別契約締結の事実及び個別契約の内容に関連する事実について、公表又はプレスリリースしてはならないものとします。

第11条（知的財産権）

1. 個別契約の締結及び履行により、当社から契約者に対し、目的の如何を問わず、当社が専有する知的財産権の全部若しくは一部に係る複製、又はその譲渡、承継、移転、貸与、ライセンスその他の二次的利用行為又はこれらに類する一切の使用、収益若しくは処分の許諾がなされるものではありません。
2. 契約者は、個別契約に基づき当社から使用を許諾された権利について、本サービスのためにのみ使用できるのであり、当社の書面による事前の承諾なくして、第三者に対し、使用を許諾された権利の全部又は一部に係る複製、若しくは転載、又はその譲渡、承継、移転、貸与、ライセンス及びその他の二次的利用行為又はこれらに類する使用、収益又は処分することはできないものとします。
3. 本サービスに関して新たに生じた発明その他の知的財産権又はノウハウ等（以下、「発明等」と総称します。）並びに、ドキュメント又はコンピュータプログラム等の創作（以下、「本創作」と総称します。）にかかる特許権、著作権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利は、契約者が独自に発明等又は本創作をなした場合は契約者に、当社が独自に発明等又は本創作をなした場合は当社に帰属するものとします。相手方当事者が提供した機密情報（基本約款第9条（秘密保持）にて定義します。）に

基づく発明等、又は本創作がなされた場合は、その帰属について契約者及び当社で協議のうえ決定します。

第12条（第三者による利用）

1. 契約者は、本サービスの全部又は一部を、事前に電子メールを含む書面による当社の承諾を得たうえで、第三者に利用させることができます。ただし、第三者に利用させる場合、契約者は、個別契約（基本約款、公式アカウント個別約款（及びLINE ビジネスコネクトも利用する場合はビジネスコネクト個別約款）並びに本個別約款の遵守を前提とします。）において契約者が負うものと同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、個別契約に定められた事項を遵守させることを表明し、保証するものとし、
2. 前項に基づき、契約者が第三者に利用させた場合、当社は、当該第三者の行為を契約者の行為とみなし、契約者に対して個別契約上の責任を問うことができます。

第13条（解除）

1. 当社は、基本約款第7条（契約の解除）の規定のほか、本サービスの継続が、LINEの適切な管理運用を阻害する事象を生じさせ、又は当社に対する風評被害を生じさせることが合理的に推定される場合には、契約者に通知することによって直ちに本サービスの提供の停止・中断若しくは個別契約を解除することができるものとし、
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供の停止・中断又は個別契約を解除したことにより、契約者に損害が生じた場合といえども、契約者に対して一切の責任を負わないものとし、

第14条（本個別約款の変更）

当社は、契約者に事前に通知することなく、本個別規約の内容を変更することができるものとし、当社は、変更後、本個別約款を当社のウェブサイトにおいて公表し又はお客様に個別に交付します。公表後又は交付後、本サービスを契約者が利用したことによって、契約者は変更後の本個別約款に同意したとみなします。

最終更新日：2017年2月6日